



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 歳入の収納の事務の委託・2件（水産課）…………… 1
- 事業の認定（用地課）…………… 1
- 病院事業局事項**
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告…………… 3
- 公安委員会事項**
- 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域
レジャー提供業者の指定…………… 5

告 示

沖縄県告示第251号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和2年5月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した収納事務 沿岸漁業改善資金貸付金に係る滞納元金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

沖縄県告示第252号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和2年5月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した収納事務 沿岸漁業改善資金貸付金に係る償還金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県信用漁業協同組合連合会
 - (2) 所在地 那覇市前島3丁目25番39号
- 3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

沖縄県告示第253号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和2年5月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 起業者の名称 伊江村
- 2 事業の種類 伊江村製糖業等宿泊施設整備事業
- 3 起業地

- (1) 収用の部分 伊江村字川平グシ原地内
- (2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

伊江村製糖業等宿泊施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である伊江村が事業主体となって、起業地内に、製糖業季節工職員等の宿泊施設を整備する事業である。当該施設は地方公共団体が設置する公共の用に供する施設であることから、法第3条第32号に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者は、本件事業の施行に要する予算措置について議会の議決を得ており、既に事業に着手しているほか、事業遂行に必要な組織体制を整備している。

したがって、起業者は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有しており、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

伊江村は、沖縄本島北部の本部半島から北西9キロメートルの洋上に位置する人口4,547名の一島一村の離島である。同村は、農業を中心とする第一次産業の就業者数が全体の3割を占めており、農業生産額が約42億円に上っている。また、さとうきび関連産業である製糖業は、年間約1億円を生産するなど、同村経済の維持発展のため大きな役割を果たしている。

しかしながら、住民の高齢化等を背景に、製糖業及び農業における労働者不足が重要な課題となっており、島外から季節労働者を招くなどして労働力の確保に努めているものの、課題は十分に解消されていない。製糖工場における労働者不足の主な要因として考えられるのが、専用の宿泊施設がないため宿泊施設の確保が容易でなく宿泊費用の負担が重いことである。このため、現在の労働者には、研修施設における共同生活を提供しているが、プライバシーの確保、施設の老朽化、生活環境などの点で、宿泊条件に恵まれない状況にある。

さらに、沖縄県における砂糖製造業にあっては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）に係る時間外労働の上限規制が令和6年度から適用されることから、製糖工場の勤務体制を、現行の2交代制から3交代制へと変更する必要があるとあり、これに伴い季節工職員を増員しなければならない。これにより宿泊施設の不足が生じる見通しであり、宿泊施設の追加確保が必要である。仮に、宿舍を確保せず季節工職員の人員確保ができなくなった場合、製糖工場の24時間操業が困難となる。操業時間を16時間に短縮した場合、年間約3,300万円の損失が見込まれる。また、工場の回転率低下に伴い、製糖が滞り、原料となるさとうきびの糖度が低下するなど品質劣化が生じる。さらに、製糖量の減に起因するさとうきびの減産は、農家の生産意欲への悪影響や、葉タバコやらっきょうなど輪作する他の農作物の生産に悪影響をもたらす、村の第一次産業にさらなる損失を生じさせるおそれがある。

本件事業の施行により、製糖業季節工職員を確保し、製糖工場の安定的な運用を図ることが可能となる。また、製糖期以外の期間においても、花き選別施設や葉たばこ共乾施設の安定的な就労者の確保を図ることで、農業振興に大きく寄与することが期待できる。更には、居住者と島民との地域交流が生まれ、地域の活性化に寄与する副次的効果も期待できる。

よって、本件事業の施行により得られる公共の利益が相当程度存することが認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地は畑地であるものの現在耕作されていないことから、失われる営農等の経済的利益は軽微である。また、本件施設は住宅であることから、整備による近隣地の生活環境への影響は軽微である。さらに、現段階において保全すべき動植物及び史跡・文化財は見受けられず、本件事業施行中に文化財等が発見された場合には、起業者は関係機関と協議し適切な措置を講ずることとしている。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、必要面積の確保、周辺の土地利用状況等の社会的条件、施工の困難性等の技術的条件、事業費等の経済的条件などの観点から3案を比較検討し、最も合理的な案を採用している。

よって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上アからウまでのとおり、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越することが認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律に係る時間外労働の上限規制が令和6年度から適用されることから、勤務体制を見直して季節工職員を増員する必要がある。村経済への悪影響を生じさせないため、季節工職員を確保して法改正に対応し、製糖工場の操業を切れ目なく継続できるように、本件施設整備を早急に施行する必要がある。

このことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲は、その全てが本件事業の用に相当程度長期に渡って継続的に供されるものであることから、収用することに合理性が認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているもので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 伊江村農林水産課

病院事業局事項

沖縄県が発注する特定役務の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和2年5月12日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県病院事業局A重油供給業務 619,000リットル（予定）
- (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和2年7月1日から同月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
 - ア 令和2年4月17日付け沖縄県公報定期第4832号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県病院事業局A重油供給業務に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 沖縄本島内に事業所を有する者
- (2) 資格に関する文書入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県病院事業局ホームページ (<https://www.pref.okinawa.jp/site/byoinjigyo/kenritsubyojin/index.html>) から様式をダウンロードして入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和2年6月8日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県病院事業局病院事業経営課経営改善班 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁4階） 電話番号098-866-2636
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 この公告の日から令和2年6月8日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県病院事業局病院事業経営課経営改善班 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁4階） 電話番号098-866-2636 ホームページ<https://www.pref.okinawa.jp/site/byoinjigyo/kenritsubyoin/index.html>
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和2年6月22日（月曜日）午前10時
 - (2) 場所 沖縄県庁1階第1会議室 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 6 入札保証金 見積る契約金額（単価契約にあっては、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の総額に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加算して得た額）の100分の5以上の金額を令和2年6月19日（金曜日）午後5時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県病院事業管理者病院事業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和2年6月8日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県病院事業局病院事業経営課
 - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2636
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。
電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和2年6月19日(金曜日)午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) JOB
Okinawa Prefectural Hospital Bureau Supplying The A heavy oil For July
- (2) PERIOD OF CONTRACT
July 1, 2020 to July 31, 2020
- (3) DATE FOR BID
June 22, 2020 10:00 a.m.
- (4) CONTACT
Hospital Operations Management Division Hospital Bureau Okinawa Prefectural Government
1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-8570 JAPAN
Phone : 098-866-2636

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第79号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第18条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示する。

令和2年5月12日

沖縄県公安委員会

業種	事業所名	業者名	指定期間
プレジャー ボート提供業	西表島サニーデイ	株式会社サニーデイ (代表取締役) 山本英典	令和2年2月18日から 令和3年2月17日まで
	備瀬マリンレジャー	株式会社備瀬観光企画 (代表取締役) 稲嶺文三	令和2年3月9日から 令和3年3月8日まで
	水納島ビーチ・マリンショップ有限会社 マーメイド	有限会社マーメイド (代表取締役) 中山任加	同上
	ディーズパルス沖縄	アーリーワールド株式会社 (代表取締役) 矢野貢	令和2年3月26日から 令和3年3月25日まで
	マリンクラブベリー 喜瀬店	株式会社シーサー (代表取締役) 稲井日出司	同上
	YYY CLUB i E RESORT	株式会社ジョットインターナショナル (代表取締役) 森賀津昭	令和2年3月30日から 令和3年3月29日まで
	ザ・ブセナテラス	ザ・テラスホテルズ株式会社 (代表取締役社長) 國場幸伸	同上
	有限会社ネイチャートレール	有限会社ネイチャートレール (代表取締役) 横地裕	令和2年4月11日から 令和3年4月10日まで
	さんご礁の海から	さんご礁の海から	令和2年4月14日から

		(代表者) 笹川淳史	令和3年4月13日まで
潜水業	アルファダイブ沖縄	tWorKs 合同会社 (代表社員) 武富彰	令和2年2月18日から 令和3年2月17日まで
	ダイビングサービス ひでsun	ダイビングサービスひでsun (代表者) 梶谷節子	令和2年3月26日から 令和3年3月25日まで
	マリクラブベリー 喜瀬店	株式会社シーサー (代表取締役) 稲井日出司	同上
	YYY CLUB iE RESORT	株式会社ジョットインターナショナル (代表取締役) 森賀津昭	令和2年3月30日から 令和3年3月29日まで
	シーラバーズ株式会 社	シーラバーズ株式会社 (代表取締役) 佐藤繁	令和2年4月11日から 令和3年4月10日まで
	有限会社ネイチャー トレール	有限会社ネイチャートレール (代表取締役) 横地裕	同上

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	--